



社会福祉法人の強みを活かして

地域に向けた実践を発信してください！

— 会員法人MYページ 地域における公益的な取組に☑を入れてください —

すべての社会福祉法人は、地域における公益的な取組を実施する責務があります。(改正社会福祉法第24条第2項)

各法人で、すでに取り組んでいる地域に向けた実践を「見せる化」することが重要です。

全国経営協では、会員法人MYページで、「地域における公益的な取組」実施状況を公開しています。

👉 登録すると、取り組みに合わせた現況報告書記入例が見られます。

👉 登録は選択肢から選ぶだけ! 3クリックで終わります。

👉 地域における公益的な取組の実施は、社会福祉法人の責務です。

ご注意：指導監査では、現況報告書、事業報告書に記載がないと、地域における公益的な取組を実施していないものと見なされます。

登録方法は裏面をご覧ください

地域における
公益的な取組も

ご不明な点は、お気軽に、
会員専用相談窓口「ちょっと教えて！経営協」にお問い合わせください。

ちょっと教えて！経営協

受付時間

9:30~12:00 13:00~17:30 (土日祝を除く)

相談窓口

電話のほか、メールやFAXでも受け付け可能

TEL **03-3581-3455** FAX 03-3581-7928

E-mail oshiete@keieikyo.gr.jp

対象

全国経営協会法人 (全国経営協の会員番号が必要)



会員法人MYページ「地域における公益的な取組」

登録方法は2つあります

1. 会員法人MYページですぐ登録！

「会員法人MYページ」

> 「会員情報 情報公開の登録・変更はこちら」

> 「地域における公益的な取組の実施状況」登録画面で✓を入れれば、その場で登録できます。

2. 全国経営協(サポートデスク)で登録

以下の返信票の選択肢のなかから、法人で実施している取り組みを選び、全国経営協(サポートデスク)にFAXやメールでご連絡ください。
全国経営協(サポートデスク)で登録作業を行います。

(上記2. 全国経営協[サポートデスク]で登録の場合) 返信票

会員番号	A									法人名	
------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	-----	--

以下のなかから、貴法人で取り組んでいるものに✓を入れ、サポートデスクにFAXまたはメールでご連絡ください。

- 生活困窮者支援
- 地域に向けた事業展開
- 福祉教育活動
- 地域の社会的な援護を必要とする方への支援
- 地域のお他機関とのネットワーク活動
- 地域活性化の取り組み
- 介護保険事業における社会福祉法人による利用者負担軽減
- その他